

大阪市立大学インキュベータ利用細則

第1条 この細則は、大阪市立大学インキュベータ規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、インキュベータの利用について必要な事項を定めるものとする。

第2条 入居を希望するものは、その者が活用を予定している研究を行っている教員（以下、「協力教員」という。）の承諾を得て、入居申請書により理事長に対して申請を行うものとする。

2 理事長は、前項の入居申請に対して承認の決定を行ったときは、入居承認通知書により、入居者に対して通知を行うものとする。

3 第1項の入居申請に対する承認の決定を行うため、インキュベータ入居審査委員会を置く。

第3条 入居期間を更新しようとする者は、入居期間の満了する日の2月前までに、入居延長申請書により、理事長に対して申請を行うものとする。

2 理事長は、前項の申請に対して承認の決定を行ったときは、入居延長承認通知書により、入居者に対して通知を行うものとする。ただし、入居延長の期間は1年以内とし、更新は2回を限度とする。

第4条 入居承認を受けた者は、速やかに入居届出書を理事長に提出するものとする。

第5条 新たに共同研究者を同居させようとする者は、共同研究者入居申請書により、理事長に対して申請を行うものとする。

2 理事長は、前項の申請に対して承認の決定を行ったときは、共同研究者入居承認通知書により、入居者に対して通知を行うものとする。

第6条 規程第8条第1項に定める利用料（光熱水費等及び消費税を含む。）は、次のとおりとする。

種 別	利 用 料
インキュベータオフィス A (8.9 m ²)	1月 27,400円
〃 B (9.4 m ²)	1月 29,000円
〃 C (14.1 m ²)	1月 43,500円
〃 D (23.6 m ²)	1月 72,800円

2 利用料の納付は、本学が指定する期日までに、本学が指定する銀行口座に振り込むものとする。

3 承認期間の初日が月の初日でないとき又承認期間の満了日が月の末日でないときの当該月の利用料は、日割計算により算出する。

4 利用料を納期までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算した遅滞損害金を納付しなければならない。ただし、遅滞損害金の確定金額に100円未満の端数がある場合、又はその金額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

第7条 共同研究室、会議室等共用施設の利用については別途定める。

第8条 入居承認を取り消したときは、理由を付して、入居承認取消通知書により、当該者に対して通知を行うものとする。

第9条 入居者が退去するときには、退去届出書を理事長に提出するものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第6条の規定は、平成26年4月分の利用料から適用し、平成26年3月分までの利用料については、なお従前の例による。